

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.9

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ユービーエス・エイ・ジー（銀行）  
日本における代表者 山田 真資

【住所又は本店所在地】 〒100-0004  
東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号  
Otemachi Oneタワー

【報告義務発生日】 令和4年2月15日

【提出日】 令和4年2月22日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 UBS Europe SEの保有が1%以上減少  
UBS Europe SEを共同保有者から除外  
UBS AG London支店の保有割合が1%以上増加  
担保契約等重要な契約の1%以上の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	恵和（株）
証券コード	4251
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（1部）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi Oneタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	山田 真資
代表者役職	日本における代表者
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー（銀行） コンプライアンス部 増田真由美
電話番号	03-5208-6052

## (2)【保有目的】

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的による保有。
--------------------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	509,379		

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	509,379	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		509,379
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年2月15日現在）	V	9,615,835
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		5.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		4.12

## （４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>機関投資家4名から38,900株借株。 UBS証券株式会社から179株借株。 機関投資家2名に8,013株貸株。 UBS Europe SEに5,600株貸株。 機関投資家10名に230,100株担保差し入れ。</p>
--

## 2 【提出者（大量保有者） / 2】

## （１）【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	UBS Europe SE
住所又は本店所在地	Bockenheimer Landstrasse 2-4, 60306 Frankfurt am Main
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和59年1月4日
代表者氏名	Novakovic Christine
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー（銀行） コンプライアンス部 増田 真由美
電話番号	03-5208-6052

## (2) 【保有目的】

UBS Europe SEにおける中期的なディーリング目的による保有。
-------------------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	5,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	5,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	5,600
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年2月15日現在）	V	9,615,835
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.25

## （４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

UBS AG Londonから5,600株借株。  
機関投資家2名に5,600株担保差し入れ。

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

（１）ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## （１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	509,379		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 509,379	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （ $0+P+Q-R-S$ ）	T	509,379
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U	

## (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年2月15日現在）	V	961,583
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		5.30
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		5.37

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	509,379	5.30
合計	509,379	5.30